

も水の岸になみゐて、水上より盃をながして、我前を過ぎるさきに詩を作て、その盃をとりてのみける也、羽觴を飛すなどいふも、此事なるべし、又上巳のはらへとて、人みな東流の水上にて、はらへするよし、漢書などにあるせり、

〔厨事類記〕臨時供御内院宮儀

三月三日 御節供 赤御飯御菜御菓子八種各居御臺略 已上小預給料米備進之

〔禁中近代年中行事三月三日〕初獻、あづきめし、あいのかわらけに高盛にして、こゝろけにまめの粉を入置、二獻、常の朔日の御こんに、同じ桃の葉をこまかにして、出 三獻、右同じことはり、

〔内院年中行事〕三月三日、桃花ヲ用事如常、御盃ノ事無指事、女中皆柳カヅラヲ掛ルナリ、鬪鶏ノ事不知指事、禁秘抄ニ幼主時常事ナリト有、洞中ニテモ童體宮ニアル時ナドハ御沙汰アリ、此外無指事、

〔日本書紀十五〕元年三月上巳、幸後苑曲水宴、二年三月上巳、幸後苑曲水宴、是時盛原作喜集、公卿大夫臣連國造伴造爲宴、群臣頻稱萬歲、三年三月上巳、幸後苑曲水宴、

○按ズルニ、顯宗天皇ノ元年ハ、齊ノ武帝永明三年ニ當レリ、彼土ニ於テモ、既ニ魏以後ハ、三日ヲ以テ上巳ト爲シタリ、故ニ此上巳モ亦三月三日ナラン、

〔聖德太子傳曆推古〕二十八年三月上巳、太子奏曰、今日漢家天子賜飲之日也、即召大臣已下、賜曲水之宴、請諸蕃大德并漢百濟好文士、令裁詩、奏賜祿有差、

〔日本書紀三十〕五年三月甲戌日、三、宴公卿於西廳、

〔續日本紀二〕大寶元年三月丙子日、三、賜宴王親及群臣於東安殿、

〔續日本紀九〕神龜三年三月辛巳日、三、宴五位已上於南苑、但六位已下官人、及大舍人、授刀舍人、兵衛等、皆喚御在所、給鹽、鍬各有數、